

若宮八幡社奉齋会会則(抜粋)

(目的)

第3条 本会は、若宮八幡社御鎮座以来の信仰・歴史・伝統を守り、所蔵の文化財を後世に伝え、温故知新の精神を以て、神社の興隆を図るために必要な事業を企画し、実施することを目的とする

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために左の事業を行う

- 1、若宮八幡社の神徳宣揚のための祭典行事への奉齋
- 2、御本殿以下境内諸施設の管理整備事業
- 3、境内神域の管理整備事業
- 4、神社史等の出版事業
- 5、奉齋会大祭等の神事
- 6、若宮八幡社式年奉賛事業への支援
- 7、その他目的達成のために必要な事業

(種別)

第5条 本会の会員は次の通りとする

- 1、正会員 本会の目的に賛同する個人・企業団体
- 2、家族会員 本会の目的に賛同する正会員の同居家族

(会費)

第7条 本会の会費は次の通りとする

- 1、正会員 年額 5,000 円
- 2、家族会員 年額 2,000 円 入会金は徴収しない

(退会)

第9条 本会の会員が退会するときは、退会届を提出するものとする
本会の会員が次の各号に該当するときは退会したものと見做す

- 1、死亡または解散したとき
- 2、年会費を2年度に亘り納付しないとき

(経費)

第22条 本会の経費は、会費及びその他の収入を以てこれに充てる

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は毎年7月1日に始まり翌6月30日に終わる